

## 役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立志舎（以下「この法人」という）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬額には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。
- (6) 役員待遇の相談役、顧問については、この規程を準用する。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。ただし理事長が学園長を兼ねる場合は学園長に対する報酬は支給しない。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 退職慰労金 別の役員退職慰労金支給規程に定める
- 2 非常勤の役員及び学外の評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。ただし退職慰労金は支給しない。また非常勤の役員が評議員を兼ねる場合は評議員に対する報酬は支給しない。
- 3 学内の評議員に対しては、評議員としての報酬、退職慰労金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬の支給の時期は、毎月5日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日）に支払うものとする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつ

た立替金、積立金を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員の旅費に関しては教職員出張旅費規程を準用して支給する。ただし、手当は支給しない。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 非常勤の役員及び学外の評議員の報酬については月の途中における就任または退任にかかわらず、全額支給する。

(公表)

第8条 この法人は、寄附行為第39条第2項に基づく請求があった場合、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日より施行する。

別表第1 (常勤の役員の報酬月額)

単位：千円

号俸	理事長	学園長	専務理事	常務理事	理事
1	2,650	2,450	1,500	1,400	1,300
2	2,820	2,620	1,620	1,490	1,350
3	3,000	2,800	1,740	1,580	1,400
4	3,120	2,920	1,860	1,670	1,450
5	3,250	3,000	1,980	1,760	1,500

6	3,400	3,200	2,100	1,850	1,550
7	3,550	3,350	2,220	1,940	1,600
8	3,700	3,500	2,340	2,030	1,650
9	3,850	3,650	2,460	2,120	1,700
10	4,000	3,800	2,580	2,210	1,750
11	4,200	4,000	2,700	2,300	1,800
12	4,400	4,200	2,800	2,400	1,850
13	4,600	4,400	2,920	2,500	1,900
14	4,800	4,600	3,060	2,600	1,950
15	5,000	4,800	3,200	2,700	2,000

別表第2 (非常勤の役員及び学外の評議員の報酬)

役職名	報酬の額	
理事	月額	34,000円
監事	月額	34,000円
評議員	月額	17,000円